

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章 (省略)</p> <p>第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第 1 節 (省略)</p> <p>第 2 節 意見聴取の実施</p> <p>1 調査通知前の意見聴取の実施</p> <p>統括官等(個人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、情報技術専門官、国際税務専門官、審理専門官又は特別記帳指導官をいう。以下同じ。)は、申告書に添付書面の添付がある納税者に対し実地の調査等を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知などを行わないこととしたときを除き、<u>同法第 65 条第 6 項に規定する調査通知</u> (以下「調査通知」という。)を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</p> <p>なお、「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第 1 面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第 3 面「5 総合所見」欄又「申告書に関する審査事項等記載書面」の第 1 面「1 相談を受けた事項」欄から第 3 面「5 総合所見」欄に全く記載がないものは、法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</p> <p>(注) 譲渡所得又は山林所得を有する納税者に係る調査通知前の意見聴取を行う場合には、必要に応じて資産課税担当職員の同席を求めるなど、効率的な実施に配慮する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法</p> <p>調査担当者は、調査通知予定日の 1 週間から 2 週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭(電話)で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。</p> <p>この場合、意見聴取は調査通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取</p>	<p style="text-align: center;">個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章 (同左)</p> <p>第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第 1 節 (同左)</p> <p>第 2 節 意見聴取の実施</p> <p>1 事前通知前の意見聴取の実施</p> <p>統括官等(個人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、情報技術専門官、国際税務専門官、審理専門官又は特別記帳指導官をいう。以下同じ。)は、申告書に添付書面の添付がある納税者に対し実地の調査等を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知など(以下「事前通知」という。)を行わないこととしたときを除き、<u>事前通知</u>を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</p> <p>なお、<u>法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 1 面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から 3 面「5 その他」欄又法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 1 面「1 相談を受けた事項」欄から 3 面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</u></p> <p>(注) 譲渡所得又は山林所得を有する納税者に係る事前通知前の意見聴取を行う場合には、必要に応じて資産課税担当職員の同席を求めるなど、効率的な実施に配慮する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法</p> <p>調査担当者は、<u>事前通知</u>予定日の 1 週間から 2 週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭(電話)で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。</p> <p>この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取</p>

改正後	改正前
<p>を行う旨を通知した日及び調査通知予定日を記入する。 (注) 1・2 (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡</p> <p>(1) 調査に移行しない場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合</p> <p>② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する調査通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する調査通知を行うこととしても差し支えない。</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、調査通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>(注) 2 (省略)</p> <p>6 (省略)</p>	<p>を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。 (注) 1・2 (同左)</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡</p> <p>(1) 調査に移行しない場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合</p> <p>② 法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>(注) 2 (同左)</p> <p>6 (同左)</p>

改正後

改正前

別紙1									
応接簿(意見聴取用)									
		決裁年月日		統括官等		担当者			
		・							
相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称		応接者	個人課税第 部門					
	事務所の所在地			氏名					
	電話 () -								
調査対象者		応接方法		来署	電話	その他 ()			
意見聴取の内容	応接日時		年 月 日 : ~ :		意見聴取連絡年月日		年 月 日		
調査への移行の有無		有口 無口	調査通知(予定)日		年 月 日				
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要口 否口	送付年月日		年 月 日				
摘要									
		整理番号			担当部門				

別紙1									
応接簿(意見聴取用)									
		決裁年月日		統括官等		担当者			
		・							
相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称		応接者	個人課税第 部門					
	事務所の所在地			氏名					
	電話 () -								
調査対象者		応接方法		来署	電話	その他 ()			
意見聴取の内容	応接日時		年 月 日 : ~ :		意見聴取連絡年月日		年 月 日		
調査への移行の有無		有口 無口	事前通知(予定)日		年 月 日				
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要口 否口	送付年月日		年 月 日				
摘要									
		整理番号			担当部門				

改正後

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
摘要	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にそのてん末、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、局個人課税課に確認する。

改正前

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
摘要	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にそのてん末、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、局個人課税課に確認する。

別紙2

□□□-□□□□

様

第____号
____年____月____日

____ 税務署長
財務事務官 印

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。
さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地 _____

担当者	
-----	--

電話 - - 内線 ()

別紙2

□□□-□□□□

様

第____号
平成____年____月____日

____ 税務署長
財務事務官 印

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。
さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地 _____

担当者	
-----	--

電話 - - 内線 ()